

平成31年第1回

東大和市農業委員会議事録

平成31年1月24日

東大和市役所会議棟第1・2会議室

東大和市農業委員会

平成31年第1回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 平成31年1月24日(木)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市役所会議棟第1・2会議室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会長 中 村 勝 司
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会長諸報告について
日程第3 報告第1号 農地法第3条の規定による届出について
日程第4 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について
日程第5 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について
日程第6 議案第1号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている
旨の証明願いについて
日程第7 議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い
について
- 5 出席委員(12名)

1番 石 原 隆	2番 石 川 文 男
3番 関 田 文 吉	4番 関 田 義 保
6番 比留間 淳 二	7番 岸 光 敏
9番 乙 幡 重 男	10番 岩 田 高 雄
11番 町 田 悦 郎	12番 中 村 勝 司
14番 木 下 修 一	15番 大 羽 敬 子
- 6 欠席委員(2名)

5番 小 林 由美子	13番 森 田 良 子
------------	-------------
- 7 出席した職員

事務局長 小 川 泉	係長 岩 田 豊 和
------------	------------

8 会議の結果

報告第1号～第3号について、専決処理を確認した。

議案第1号～第2号について、審議した結果、証明書を発行することに決定した。

9 会議の概要

事務局長 それでは、皆さん、定刻となりました。

平成31年度第1回の東大和市定例会の会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告いたします。定数15名現員数14名、小林委員及び森田委員から欠席のご連絡をいただいております、12名のご出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例会が成立することをご報告いたします。

以上でございます。

(午後 2時00分)

◎開 会

議 長 では、ただいまより平成31年第1回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告いたさせます。

小川事務局長。

事務局長 それでは、本日の日程についてご報告申し上げます。

日程第1から日程第7までとなっております。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

日程第2、会長諸報告を行います。

日程第3、報告第1号 農地法第3条の規定による届出2件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第4、報告第2号 農地法第4条の規定による届出2件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第5、報告第3号 農地法第5条の規定による届出2件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第6、議案第1号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い4件についてご審議いただきます。

日程第7、議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い1件についてご審議いただきます。

日程につきましては、以上でございます。

よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、14番、木下修一委員、15番、大羽敬子委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告を行います。（会長報告）

◎報告第1号

議 長 続いて、日程第3、報告第1号 農地法第3条の規定による届出2件について専決
処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長（議事日程に基づき説明 2件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第1号 農地法第3条の事案については、所有権の移転が確認ができておりますので、
受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第2号

議 長 続いて、日程第4、報告第2号 農地法第4条の規定による届出2件について専決
処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長（議事日程に基づき説明 2件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第2号 農地法第4条の事案については、全て転用の意思確認ができておりますので、
受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第3号

議 長 続いて、日程第5、報告第3号 農地法第5条の規定による届出2件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長 (議事日程に基づき説明 2件)

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第3号 農地法第5条の事案については、全て転用の意思確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎議案第1号

議 長 続きまして、日程第6、議案第1号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い4件についてご審議いただきます。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局長 (議事日程に基づき説明 4件)

議 長 説明のとおり、本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号1番の事案についてご審議いただきます。

本事案については、石川文男委員に関する事案でございます。

石川文男委員につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与が制限されておりますので、退席をお願いいたします。

(石川委員、退席)

議 長 本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。
ここで、石川文男委員の議事参与を解除いたします。

(石川委員、着席)

議 長 続きまして、申請番号2番の事案についてご審議いただきます。
本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。
証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。
よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。
続きまして、申請番号3番の事案についてご審議いただきます。
本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。
証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。
よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。
続きまして、申請番号4番の事案についてご審議いただきます。
本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。
証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。
よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

◎議案第2号

議 長 続きまして、日程第7、議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い1件についてご審議いただきます。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局長 （議事日程に基づき説明 1件）

議長 朗読及び説明をいたしました。

説明のとおり、本事案は生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いです。

申請番号1番の事案についてご審議いただきます。

本事案は説明のとおり、申請者が農業に従事していたかを判断していただくものです。

故障前、申請者が営農していたかどうかについて、地区委員の意見を求めます。

芋窪地区担当、岩田委員。

岩田委員 それでは、ご報告いたします。

申出者につきましては、故障前、農業に従事していましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長 地区委員から意見をいただきました。

現地の状況あわせて、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

町田委員。

町田委員 もし、事務局で資料がございましたら、10条の申出ということで、この方の障害の区分だとか程度と、ほかに生産緑地もし所有されているとすれば、所有の状況をちょっと教えていただきたいんですが。

議長 事務局。

事務局長 障害の区分は、腰椎、腰を痛めているということで、農業に従事できないということでした。あと、年齢も高齢であるということだというふうに出てきていますね。

正式名称言いますと、変形性腰椎症ということで、農作業は困難と判断できるということで、診断書を添えて、うちのほうじゃないですけども、都市計画のほうには、これは出てきております。

あと、この方、生産緑地はここ以外は持っておりません。

以上でございます。

議長 長 よろしいですか。

ほかに何かございますか。

（発言する者なし）

議長 長 特にないようですので、採決をいたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を発行することに決定いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

(午後 2時38分)